

平成27年度 第1回 武蔵野市男女共同参画推進委員会議事要旨

日時 平成27年10月26日（月） 午後7時～9時
会場 武蔵野プレイス スペースC
出席者 権丈委員長、野田副委員長、小川委員、原委員、二子石委員、松井委員
傍聴者 なし

議 題

- 1 委嘱状交付
- 2 市民活動担当部長挨拶（省略）
- 3 自己紹介（省略）
- 4 委員長選任及び副委員長指名
互選により委員長に権丈英子委員が決定
委員長指名により副委員長に野田順子委員が決定
- 5 議題
 - (1) 男女共同参画推進委員会運営に関する基準について
 - (2) 男女共同参画推進委員会の今後の進め方について
 - (3) 男女共同参画推進に関する動向について
 - (4) 平成26年度、各種委員会等女性比率について
 - (5) 平成26年度第三次男女共同参画計画進捗状況について
 - (6) 平成26年度男女共同参画推進委員会の意見と各課の対応について
 - (7) その他

■議題（1）男女共同参画推進委員会運営に関する基準について
資料3に基づき事務局が説明。一質疑なく了承。

■議題（2）男女共同参画推進委員会の今後の進め方について
当日資料1に基づき事務局が説明。

○武蔵野市男女共同参画基本条例（仮称）検討委員会について

【事務局】

- ・条例検討委員会は11月16日に第1回委員会を開催する。委員名簿は次回報告する。
- ・委員構成は学識が2名、弁護士1名、市内事業所の代表1名、学校教育関係で1名、男女共同参画団体から1名、公募委員が男女各1名の合計8名である。

【委員長】

- ・昨年度の委員会で協議し、条例に関してまとめた意見は、どのように活用されたのか。

【事務局】

- ・今年の2月から5月で行った庁内検討会で、推進委員会での意見や要望をまとめた資料を参考に、条例検討委員会の進め方や条例の意義等及び市民参加について検討した。また、条例検討委員会の資料として提出する予定である。

○条例検討委員会との意見交換について

【委員】

- ・意見交換は、文書でやり取りするのか。

【事務局】

- ・条例検討委員会で中間まとめを作成した段階で、推進委員からの意見をまとめて文書で伝えるか、合同委員会のような形で意見交換をするかのどちらかが考えられる。
- ・直接意見交換をする場合は、この委員会4回分プラス1回になる。

【委員】

- ・2月の時点だと、条例委員会のほうがまだ2回くらいのところで意見交換となるのか。

【事務局】

- ・今年度中でなく、来年の6月頃に臨時の委員会を開くイメージである。

【委員】

- ・先にその時点までの文書がいただけるのであれば、それを見てからがよい。

【事務局】

- ・条例検討委員会にも伝えなければいけないため、推進委員会としての一定の意向はいただきたい。

【委員】

- ・文書だけだと意図が伝わらないのではないかと。一緒に会合したほうが伝わりやすい。

【委員長】

- ・意見交換することは話が伝わりやすいことやその場でフィードバックできるメリットがある。反面、情報量のギャップや合同委員会とした場合の委員の人数が多いことが多少気になる。
- ・文書の場合は、条例検討委員会が作った骨子を題材にして、推進委員会で自由な議論ができると思うが、その文書の範囲でしか伝わらないということが考えられる。

【委員】

- ・直接議論した場合、2時間程度だけで十分こちらの真意が伝わるか心配である。会合も文書もどちらも必要なのではないか。本委員会で意見交換後に文書を作ることはどうか。

【委員】

- ・全員で会合すると時間がなくなり消化不良で終わってしまう可能性もあるため、ワークショップやワールドカフェ方式などで行ったらどうか。
- ・全員でなくとも、文書と会合の両方あったほうがよいと思う。

【委員長】

- ・条例検討委員会が条例を検討するため、ある程度でき上がったものについて推進委員会コメントしたり、要望したりという体裁だと思う。会合は1回だけの予定か。

【事務局】

- ・その予定である。

【委員長】

- ・委員長などにこちらに来てもらい議論することはできないか。

【事務局】

- ・それもひとつの方法と思う。

【委員長】

- ・骨子の意図などを聞き、勉強しなければいけないと思う。

【事務局】

- ・条例検討委員会の事務局として、条例の骨子ができた段階で意図などの説明をし、それを踏まえ推進委員からの意見をまとめて条例検討委員会に伝えることはできる。ワークショップ形式というのは委員会同士の中では難しいのではないかと。
- ・条例検討委員会で市民意見交換会を予定しているが、市民意見交換会では、場合によってはワークショップなどが検討されるのではないかと。委員会同士だと、基本的なテーマや重点的なテーマ議論を深めていただくくらいのところかもしれないが、条例検討委員会は他市の条例等を比較しながら検討するため、条例についての情報量は確かに違うと思う。

【委員長】

- ・推進委員会のほうは、武蔵野市の計画や実際の状況などに非常に詳しいため、その点をぜひ生かしたい。

【副委員長】

- ・条例がある程度まとまってきたところで資料を文書でいただき、それを推進委員会で検討し、その結果をまとめて条例検討委員会に伝える。そこで合同会議が必要ということであれば、その時点で判断というのはどうか。

【事務局】

- ・ 条例検討委員会の条例素案骨子を事務局から推進委員会に説明し、それに対して推進委員からの意見をまとめ、条例検討委員会にお伝えするという形で進めてよろしいか。

【委員長】

- ・ その方向で行い、推進委員会の代表者が条例検討委員会に行き説明するのはどうか。代表者は委員長でなくても良いと思う。

【事務局】

- ・ 合同委員会が行われない場合は市民交換会を予定しており、推進委員も参加して深い議論を行っていただくこともあるのではないかと考える。

■議題（3）男女共同参画推進に関する動向について

○資料4に基づき、委員長より「女性活躍推進法」について説明。

【事務局】

- ・ 特定事業主行動計画について、来年3月までに人事課を中心に武蔵野市役所としての行動計画をつくる準備をしている。
- ・ 市としての推進計画については、武蔵野市第四次男女共同参画計画の中に含めて盛り込む予定である。

【委員長】

- ・ 第四次男女共同参画計画をつくる時に合わせると、大分先になるのではないかと考える。

【事務局】

- ・ 平成29年か30年ごろに策定委員会で検討することになる。

【委員長】

- ・ 第三次男女共同参画計画を改定することは考えていないのか。

【事務局】

- ・ 国も女性活躍推進法に基づく行動計画に関してパブリックコメントを実施しているところであり、今後ガイドラインを作る予定でもある。
- ・ 市内の事業所に向けての推進計画になるため、具体的にどこまで実効性のあるものができるのかとても難しい。そういう意味では、東京都が先に推進計画をつくると思うので、本市では、それを踏まえ第四次男女共同参画計画に反映することが良いかと考えている。

【委員長】

- ・ 結局は国や都の動向など様子を見ながら、市も検討することになる。

【事務局】

- ・ 配偶者暴力相談支援計画も、第三次男女共同参画計画に合わせて入れ込んだため、少し遅れて対応した経緯もある。

【委員長】

- ・ まずは第三次男女共同参画計画をしっかりと進めていくということで考えていくことになる。

○資料5に基づき、事務局より第四次男女共同参画基本計画（国）について説明。

【委員長】

- ・ 「税制・社会保障制度の改革」というところがなかなか難しい。まずは配偶者手当について国家公務員から進めてほしいということになっているようだ。

■議題（4）平成26年度各種委員会等女性比率について

資料6に基づき、事務局より説明。

【委員】

- ・ 本市は、女性議員の割合が38%と高い自治体であるので、PRしたほうが良い。一番多いのは清瀬市であり、小金井市なども多い。武蔵野市は全国で11番目に高い。女性議員の割合が一番高い自治体は清瀬市で45%。小金井市は42%ほどである。武蔵野市は東京都でも7番

目だ。非常に進んでいるため、よくPRされたらよい。

- ・委員会における女性比率が高すぎるのも課題のひとつなのではないか。「あそべえ」の運営委員会や、地域子ども館など、会議や事業が平日昼間開催だと専業主婦や退職者が担うことが多いため、女性比率が高くなる。それぞれ原因があると思うが、原因を認識した上でそれでもしやうがないのであれば、しかたがないと思う。実際に平日昼間に会議などを開催すると、働いている人は係われない。

【委員】

- ・コミュニティ協議会から、施設開放に誰か推薦をというときに、なかなか男の人は手を挙げてくれない。

【事務局】

- ・武蔵野市で地域活動している人は、やはり女性が多い。

【委員】

- ・コミュニティセンターなどは、結構男性も多い。

【委員】

- ・コミュニティセンターに係わっている方は退職されている方がほとんどで、男性も女性も係わっている。時間があるから係わることができるのであり、在職しながら係わることは無理だ。

【委員】

- ・女性比率が中々上がらない理由として、本当に充て職だから増えないという理由だけなのか。女性は高い地位に就きたがらない人も多いのではないか。

【事務局】

- ・委員会の趣旨に沿って団体の長などを構成メンバーに入れるが、その団体内での女性の活躍が進んでいないため、女性管理職が少なく男性になる。公募委員を含む委員会はや男女両方で選考されることもあり、1人か2人女性が入る。専門的な機関は、まだそれぞれの団体・機関の役員に女性が少ない現状がある。

【委員】

- ・警察絡みのところは女性比率が低い。

【事務局】

- ・警察やまちづくり、都市計画などの分野で女性比率は下がる。

【委員】

- ・もともと女性が担ってきている部分が少ないからということか。

【事務局】

- ・そう思う。消防はようやく女性消防団7人となった。

【委員】

- ・これから長い目で見るとということか。

【事務局】

- ・おそらく徐々に女性比率は高くなるが、ポジティブアクションのような形で一気に高くするためには、何かが必要かもしれない。

【委員長】

- ・計画が必要なのではないか。

【委員】

- ・1年を見ても全然変わっておらず、効果としても見えてこない。

【委員長】

- ・付属機関やその他の審議会は、かつては女性比率が高かったが、なぜ低下したのか。

【事務局】

- ・その他の審議会は市民生活に密着した委員会が多く、地域活動を担う女性が多かったが、最近では男性の参加も増えたことから、女性比率が少しずつ低下している。

【委員長】

- ・昔は子育て関係などで女性が多くいたが、今は男女バランスをとるようにしているため、そこ

の部分で女性割合は落ちたが、男性が中心となっている委員会の女性比率はそのままということか。

【委員】

- ・ 付属機関は、環境美化委員や子育てネットワークなどに女性が多く関わってきた。そこから少しずつ男性の参加があり女性比率が低下したと思う。

【事務局】

- ・ 市立小中学校における女性管理職（校長・副校長）の割合について報告する。小学校12校では、校長7人副校長8人の計15人62.5%。昨年度の54.2%より少し高い。中学校6校は校長1人副校長1人の計2人16.7%で昨年度と同じだ。
- ・ 全体で女性管理職47%というのは、都内の学校の中では高い数値と思う。

【委員】

- ・ 教員の配置は、都教委のほうが決めるが、市も希望を出していることもあり、このような結果が出ていると思う。

【委員】

- ・ 都内の学校教育の平均では、校長・副校長の割合が、たしか三十数%だ。

■議題（5）平成26年度第三次男女共同参画計画進捗状況について
資料6に基づき、事務局より説明。

【委員】

- ・ 計画では『まなこ』の認知度を40%に上げるということになっている。特集を組んでも市民に読んでもらえないと何の意味もない。『まなこ』の認知度を上げるために、具体的にどのような動きを考えているのか。

【事務局】

- ・ 『まなこ』の表紙をチラシ風に加工し公共施設に掲示をすることや、簡易版を全戸配布するなど考えているが今後の課題である。

【副委員長】

- ・ 『まなこ』の簡略版みたいなものをムーバスに掲示するのはどうか。

【事務局】

- ・ それも考えていたが、11月からムーバスの中に市の広告物を出すことができなくなった。

【委員】

- ・ 以前より『まなこ』が置いてある場所が多くなっているように思うが、冊子自体はあまり目立ってはいない。記事の内容はもう少し工夫されたほうがいいのではないか。

【事務局】

- ・ 配布に関しては、シルバー人材センターに委託をしており、設置場所は年により増減している。確かにラックに配架すると『まなこ』というタイトルしか見えなくなり、目立たなくなる。人材センターの人が配布するときに、下に埋もれているのを上に出すなどの努力していただいているようだ。

【委員】

- ・ 冊子の上のタイトル部分に目次など内容を紹介してみることはいかがか。

【委員】

- ・ 学校現場におけるLGBTに関しては、担任や校長・教頭だけでなく、全体として理解しておいていただきたい。

【事務局】

- ・ 6月に教育委員会の人権教育推進委員会でLGBT研修が開催され、当事者の方を講師として招いている。その中で、特にLGBTの子どもや保護者への対応などについて研修を受けている。それぞれの学校の中で人権尊重の教育を進めるに当たってLGBTについての配慮をしていただいているのではないかと思う。学校全体で理解を広げるためにこれからも研修が必要と

考えている。また、8月に東京都もLGBT研修を開催し、市の教員も参加している。

【委員】

- ・ 都は数回LGBT研修を開催している。校長職、副校長職、主管、主任、教諭対象で、どの学校も対象者のうち最低1人は出席している。また、研修受講後には、各学校で職員会議などで、校内研修会を実施するようにしている。特にLGBT当事者がいる学校については、相当取り組んでいる。

【副委員長】

- ・ 人権について、具体的にどのような研修会があるのか。

【委員】

- ・ 第五中学校の場合は人権尊重指定校であるため、都が発行している人権教育推進マニュアルをもとに研究授業や通常授業で人権的な視点をどのような目標を持ち、どのように授業を進めるか。子どもの人権感覚を高めるためにはどうしたら良いのかと研究し、実践している。
- ・ 学校ごとに、都の人権教育担当が推薦している大学教授などいろいろな方を招き、子供の人権感覚を高める授業や教育的配慮などについて研修を行っている。

【副委員長】

- ・ LGBT以外で、具体的にどんな分野があるのか。

【委員】

- ・ 女性、子供、同和問題、アイヌ問題、高齢者問題、障害者問題などの個別的視点があるが、中学校の3年間でそれら個別的視点を全て勉強することとしている。
- ・ 子どもの状況や、家庭状況に合わせ様々に配慮し、子どもの成長していく状況を考慮して進めている。

【副委員長】

- ・ 高齢者の分野で研修を行う時に「介護は女性が見ることが多い」といったことを盛り込むなど、男女の視点をいろいろな研修の中に少しずつ入れていくことはできないか

【委員】

- ・ 例えば高齢者福祉施設の人に話していただくときに、そういう点にも触れている。必ず触れてほしい部分は学校から意識的に依頼している。

■議題（6）平成26年度男女共同参画推進委員会の意見と各課の対応について

【委員長】

- ・ 第三次男女共同参画計画の進捗状況報告について、特に基本目標ⅡとⅢに関わる各課長に出席していただく件についていかがか。

【事務局】

- ・ 基本目標ⅠとⅣについては担当のほうで対応できるため、基本目標ⅡとⅢに関する各課に第3回委員会の時に出席をお願いしたいと考えている。

【委員長】

- ・ 11月の第2回委員会の時に決めても大丈夫か。

【事務局】

- ・ 大丈夫だが、課長との意見交換を行うかどうかというところだけは、決めていただいたほうがよいと思う。

【委員長】

- ・ 出席が可能ならば希望するということによろしいか。

【事務局】

- ・ 1回の委員会では時間が限られているため、第2回委員会で出席を希望する課について絞っていただきたい。

■議題（7）その他

○日程調整

第3回委員会 1月12日(火) 19:00～

第4回委員会 2月4日(木) 19:00～

○マイナンバーについて

【事務局】

・来年1月以降の委員報酬の支払いに伴い、マイナンバーの届け出について、後日お知らせする。

— 了 —